

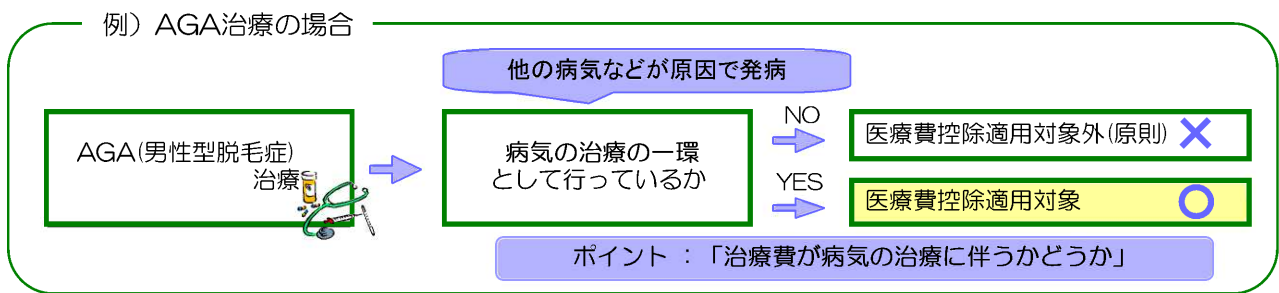


その治療費、医療費控除に使えませんか！？

医療費控除とは皆様もご存知の通り、医師の診察のもと、治療にかかった費用や風邪薬を購入した費用などが一般的に適用対象となります。しかし、それらの費用以外でも医療費控除の対象となる場合があります。そのため医療費控除の対象になるかお悩みの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

そのようなお悩みにお答えするため、最近話題の治療を中心に、医療費控除の対象になるかどうかをご紹介します。

最近 TV や CM で話題の AGA（男性型脱毛症）治療ですが、この治療は美容治療となり原則医療費控除の対象になりません。しかし精神的な理由や、他の病気が原因で脱毛に至ったと診断された上で、AGA 治療を行った場合は、医療費控除の適用対象になります。このように、原則医療費控除の対象とならない治療でも**病気の治療の一環として行った場合は医療費控除の適用対象**になります。



また、レーシック治療(視力を回復させる治療)やインプラント(人口の歯根を埋め込み、それを土台に歯を製作する治療)といった保険が適用されない治療でも医療費控除の対象となる場合があります。あくまでも**病気に伴う治療かどうかで判断**されます。

医療費控除を活用すると、年間給与が500万円がかかった年間医療費用が30万円という場合、一般的に所得税と住民税合わせて4万円程度の税額の軽減が受けられます。

本年2月に公表された総務省の統計によると、平成21年の1世帯当たりの年間保険医療費は12万円を超えています(医療費控除の対象にならない費用も含む)。表のような最近話題の治療での費用やご家族の医療費を含めると年間の医療費が10万円を超える方もいらっしゃるのではないのでしょうか。是非、この機会にお手元の医療費の領収書を整理し医療費控除の対象となるか確認してみてください。また、上記のAGA治療のように治療の一環として医療費控除の対象となる費用については、**領収書の他に医師の診断書などの証明書が必要になる場合がありますのでご注意ください。**

■ 医療費控除となる・ならない治療一覧

NO	治療	保険	判定	備考
1	禁煙治療	○	○	一定の条件を満たす場合対象
2	禁煙補助薬の購入	○	○	医師からの処方が必要
3	AGA治療	×	△	病気に伴う治療の場合は対象
4	ED(勃起不全)治療	×	○	
5	ED治療薬	×	○	医師からの処方が必要
6	予防接種	×	×	予防のため対象外
7	風邪薬などの一般薬	-	○	医師からの指示が無くても対象
8	がん治療	○	○	一部の保険適用外の治療も対象
9	不妊治療	×	○	
10	レーシック治療	×	○	
11	インプラント	×	○	
12	歯ブラシ	×	×	予防衛用品のため対象外
13	歯列矯正	×	△	大人の美容目的は対象外
14	通院費	-	○	原則公共の交通機関利用費用

※ 保険：○…健康保険が適用される治療
判定：○…原則医療費控除の対象
×…原則医療費控除の対象外
△…健康保険が適用されない治療
△…場合により医療費控除対象

上記の治療以外で控除対象となる治療など、ご質問がございましたら弊社スタッフまでお問い合わせ下さい。